明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○経済産業省組織令の一部を改正する政令（一七九）　二
○警察法施行令等の一部を改正する政令（一八〇）　四
○銃砲刀剣類所持等取締法施行令及び海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（一八一）　五
○一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（一八二）　五

〔告　示〕

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（**総務**二一二）　六
○離島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地区を指定する件（**総務・農林水産・国土交通**五）　六
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（**法務**三二八）　六
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件（**同**三三一）　七
○日本国に帰化を許可する件（**同**三三二）　七
○生物学的製剤基準の一部を改正する件（**厚生労働**二四四）　八
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**農林水産**一〇九六）　八
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件（**国土交通**六六八）　八
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**六六九、六七〇）　八
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**六七一）　八

〔国会事項〕

内閣　郵政民営化委員会事務局　特定複合観光施設区域整備推進本部事務局　内閣府　公正取引委員会　財務省　最高裁判所　九

〔人事異動〕

九

〔皇室事項〕

一〇

〔公　告〕

二

諸事項

二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二

会社その他

三

本号で公布された法令のあらまし

◇経済産業省組織令の一部を改正する政令（政令第一七九号）（経済産業省）

1　技術総括審議官及び商務流通保安審議官の名称及び所掌事務を変更することとした。（第一二条関係）

2　経済産業政策局、通商政策局、貿易経済協力局、産業技術環境局、製造産業局、商務情報政策局、資源エネルギー庁及び中小企業庁に総務課を置くこととした。（第二二条、第三六条、第四六条、第五七条、第六七条、第八一条、第一一一条、第一五二条及び第一五二条の二関係）

3　経済産業政策局産業再生課の所掌事務を変更することとした。（第二六条関係）

4　貿易経済協力局の課の再編整理を行い、通商金融課、技術・人材協力課及び投資促進課を置くこととした。（第四五条及び第四七条～第五〇条関係）

5　商務情報政策局の課の再編整理を行い、情報技術利用促進課、情報産業課、クールジャパン政策課、コンテンツ産業課、消費・流通政策課を置くこととした。（第八〇条、第八四条、第八五条、第八七条、第九〇条及び第九一条関係）

6　その他所要の規定の整備を行うこととした。

7　消費経済審議会の庶務を処理する課を変更することとした。（附則第二条関係）

8　関税・外国為替等審議会の庶務を処理する課を変更することとした。（附則第三条関係）

9　産業構造審議会の商務流通情報分科会及び保安分科会の所掌事務を変更することとした。（附則第四条関係）

10　総合資源エネルギー調査会の庶務を処理する課を変更することとした。（附則第五条関係）

11　調達価格等算定委員会の庶務を処理する課を変更することとした。（附則第六条関係）

12　経済産業省国立研究開発法人審議会の庶務を処理する課を変更することとした。（附則第七条関係）

13　この政令は、公布の日から施行することとした。